

社会福祉法人岩見沢福社会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程 改正案(令和6年6月)

改正前	改正後	変更理由										
(条項追加)	(当法人職員給与との併給) 第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表第4の定めによるものとする。	職員を兼ねた役員への報酬支給										
(表追加)	別表第4 当法人職員給与と併給する場合の役員報酬 <table border="1" data-bbox="1120 416 1798 692"> <thead> <tr> <th data-bbox="1120 416 1384 483">区分</th> <th data-bbox="1384 416 1798 483">月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1120 483 1384 536">理事長</td> <td data-bbox="1384 483 1798 536">50,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 536 1384 588">常務理事</td> <td data-bbox="1384 536 1798 588">10,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 588 1384 641">理事</td> <td data-bbox="1384 588 1798 641">5,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 641 1384 692">監事</td> <td data-bbox="1384 641 1798 692">別に評議員にて定める</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額(円)	理事長	50,000円	常務理事	10,000円	理事	5,000円	監事	別に評議員にて定める	第5条に対応する表
区分	月額(円)											
理事長	50,000円											
常務理事	10,000円											
理事	5,000円											
監事	別に評議員にて定める											

社会福祉法人岩見沢福社会 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩見沢福社会(以下「当法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 当法人の全理事の報酬総額は、年間300万円以内とする。

2 当法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

3 当法人の常勤役員の報酬月額、別表第1「常勤役員俸給表」のとおりとする。

4 各々の常勤理事の報酬月額は、俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

5 各々の常勤監事の報酬月額は、俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

6 非常勤役員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。

7 全評議員の報酬総額は、定款第8条に定める金額の範囲内とし、各評議員(常勤、非常勤とも)の報酬は、別表第3「評議員の報酬」に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表第4の定めによるものとする。

(報酬の支給日)

第6条 報酬は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第8条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第11条 この規程に実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日(定期評議員会の議決日)から施行する。

この規程は令和4年7月1日(定期評議員会の議決日の翌月)から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。

別表第1 常勤役員俸給表

区分	月額(円)
理事長	50,000 円
常務理事	10,000 円
理事	5,000 円
監事	別に評議員にて定める

但し、常勤役員報酬は、職員給与の調整手当として支給する。また、支給開始は、常勤役員に就任した月からとする。

別表第2 非常勤役員の報酬(手取額)

区分	報酬
理事長・業務執行理事(非常勤)	月額100,000 円 但し月 4 日以上の勤務
業務執行理事以外の理事(非常勤)	役員会出席 1 回につき 20,000 円
監事	監査 1 回につき 20,000 円 役員会出席 1 回につき 10,000 円

別表第3 評議員の報酬

区分	報酬
評議員	評議員会出席 1 回につき 20,000 円

別表第4 当法人職員給与と併給する場合の役員報酬

区分	役員報酬
理事長・業務執行理事	月額 50,000 円
業務執行理事以外の理事	月額 20,000 円